

更なる放射線安全確保に向けて ～防止から予防へ～

熊本 文生

Kumamoto Fumio

(公益財団法人原子力安全技術センター 理事長)



今年9月には、昭和から平成と放射線安全確保の拠り所である「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下、障防法）」が「放射性同位元素等の規制に関する法律（以下、RI規制法）」となる。元号が時代を象徴するという意味では、奇しくも新元号となる時節に大きな改正が行われ法令名称も変更となる。

障防法は、昭和32年に制定され、昭和の時代における大きな改正は昭和55年ICRP Publ.26取入れ、施設検査、定期検査、運搬確認、資格講習制度等の導入による安全対策の強化が挙げられる。また、平成の時代では平成17年に行われた改正で、BSS国内取入れを踏まえた見直しが行われ、定期講習や第3種資格講習制度が導入された。改正の都度、安全対策を講じる事業所の現場では多くの見直しが求められ、真摯な現場での取組みがなされてきたことで現在の放射線安全がある。

今般の改正は、これまでの取組み方を一新するような意識改革を含む大きな改正である。RI規制法では、対象事業所に対しRIセキュリティ対策の義務化が加えられて既存組織にセキュリティ体制を追加することが求められている。また、平成30年の施行では、対象事業所の既存組織をPDCAサイクルの体制に変革して行く等の必要がある。

特に後者については、既存の仕組みを変えることの難しさを踏まえると容易なことではなく、予防規程改訂後の改善活動が重要となる。また、これらの活動による安全性の向上の責務は、原子炉等規制法と同様に事業者の責務として法律に追加されている点に留意が必要である。

ところで、PDCAサイクルの体制の構築が導入されたのは、IAEA基本原則である「安全に対するリーダーシップとマネジメント」を踏まえてのものである。現在、国際規格であるISOマネジメント規格が品質(QMS)、情報セキュリティ(ISMS)等経営ツールとして活用されている。これらの規格における最新の改訂では、リーダーシップやリスクマネジメントの考え方が盛り込まれており、これらの取組み方を活用することも有効と思われる。

導入初期は、仕組みに慣れること即ち、定着を主眼とした活動が重要である。更に、仕組みを回しながら改善を進めることも肝要である。改善サイクルが進むにつれ是正から予防の仕組みに重点を置くこと。これによりリスクの気づきと判断(処置)を的確に行うための組織とするためリーダーシップの重要性が増してくる。放射線障害防止を積極的に進める予防活動がここにある。

予防活動においては、法令、事故例、ヒヤリ・ハット等種々の情報から得られるインシデント情報(事故に繋がる気づき情報)を踏まえた予防対応を行うことで事故の発生リスクを抑える活動に繋がる。

これらの活動を進めるメリットに、言葉(概念)の共通化がある。国、事業所の現場から経営層まで共通の理解の下に取り組むことになるので、コミュニケーションがよくなる点である。RI・放射線の利用は、7年半ぶりに再開された平成29年度版原子力白書では利用規模が拡大し、特に医療・医学分野で増加しているとの報告がある。RI規制法の下、多様なRI・放射線利用を踏まえると、事業所毎の本取り組みにより利用の広がりと共に更なる放射線安全確保を期待したい。